企画課	令和5年度カジノ管理委員会政策評価実施	令和5年3月17日
	計画(案)について	

1. 趣旨

令和2年度において、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年 法律第86号。以下「法」という。)第6条及び第7条に基づき、「カジノ管理 委員会政策評価基本計画」(令和2年度から令和6年度の5か年計画)(参考資 料)を策定したところ、今年度も法第7条に基づき、「令和5年度カジノ管理委 員会政策評価実施計画」(別添)を定めるもの。

2. 「令和5年度カジノ管理委員会政策評価実施計画」の主な内容

年度ごとに実施する事後評価の具体的な評価対象や評価方式などを定める もの。

- 計画期間:令和5年度とする。
- 評価対象:以下のとおりとする。
 - ・政策:カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保
 - 令和 5 年度施策名 (評価実施単位):
 - ・カジノ事業者等に対する監督体制の整備
 - ・業務管理のためのシステム構築等
 - ・海外規制当局等との協力関係の構築等
- 評価方式:実績評価方式とする。

3. 今後のスケジュール

法第7条第3項の規定に基づき、実施計画の策定後、遅滞なく、これを総務 大臣に通知するとともに、公表する。

また、実施計画別紙に記載されている施策 2「カジノ事業免許等に係る審査」 については、カジノ事業者等からの免許が申請された際に、実施計画を改訂し、 評価対象とすることとする。

令和5年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 5 年 3 月 ○日 カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、令和5年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第1 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第2 事後評価の対象及び評価方法

(1) 事後評価の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの) 令和5年度に評価を行う施策は別紙のとおりとし、実績評価方式により評価す ることとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを 記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価 を実施することとする。

(2) 政策決定後5年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)

該当なし

(3) その他の政策で、本計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)

該当なし

(別紙)

【カジノ管理委員会 政策体系】

政策:カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

施策1 カジノ事業者等に対する監督等に向けた準備

施策1-1 カジノ事業者等に対する監督体制の整備

施策1-2 業務管理のためのシステム構築等

施策1-3 海外規制当局等との協力関係の構築等

施策2 カジノ事業免許等に係る審査

※下線は、令和5年度に実績評価を実施する施策。

カジノ管理委員会政策評価基本計画

令和2年3月26日 カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)を踏まえ、カジノ管理委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

第1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第2 政策評価の実施に関する方針

カジノ管理委員会(以下「委員会」という。)は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務としている。当該任務を達成するために行う委員会の所掌事務について、政策評価を実施するものとする。

1 政策評価の目的

政策評価に関する一連の情報の公表を通じ、委員会が実施する政策の目的、効果等を国民に示すことにより、委員会の活動の透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことにより、委員会の活動に対する国民の信頼の確保を目指す。

また、政策評価の実施を通じて政策を不断に見直し、改善することによって、政策形成能力の向上を図り、国民が求める質の高い行政サービスを 効率的・効果的に提供することを目指す。

2 政策評価の方式

委員会において実施する政策評価の方式は、実績評価方式を基本としつ つ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いるものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価対象とする政策の特性に応じ、次に掲げる観点を選択し、 総合的に評価するものとする。また、国民の目から見て分かりやすい評価内 容とすべき旨留意する。

1 必要性

- (1) 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当であるか。
- (2) 行政関与の在り方からみて、当該政策を委員会が担う必要があるか。

2 効率性

当該政策の実施により得られる効果が当該政策に基づく活動の費用等に見合っているか。

3 有効性

政策の実施により、見込まれる政策効果が得られるか、また、実際に得られているか。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性の観点を用いて 適切に評価を行う。なお、行政事業レビュー等の他の評価スキームとも密接 な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、 それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じ、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、政策効果を定量的に把握することができる手法を可能な限り用いることとし、定量化が困難である場合又は政策評価の客観性の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に際しては、当該政策に基づく活動の実施過程において政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られる と見込まれる政策効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否を検討 し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を 提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

事業評価方式とする。

(2) 評価対象

法第9条の規定に基づき、法律又は政令の制定による規制の新設又は改 廃を目的とする政策を対象とする。

(3) 規制に係る政策評価

規制の新設又は改廃を目的とする政策の事前評価は、法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第6号に規定される政策を対象として、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制に係るガイドライン」という。)に基づき実施する。

(4) 実施の要領

規制の新設又は改廃を目的とする政策の事前評価は、個別の政策を所管する課室(以下「政策所管課室」という。)において、規制の新設又は改廃の前に行うものとする。

第6 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いるものとする。

(2) 評価対象

本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、委員会の任務を遂

行するために実施する主要な政策とする。計画期間内において事後評価の 対象としようとする政策及び評価方式等については、法第7条に規定され ている実施計画において定めるものとする。

(3) 規制に係る政策評価

事前評価を実施した規制に係る政策を対象として、規制に係るガイドラインに基づき事後評価を行う。

(4) 実施の要領

事後評価(規制に係る政策の事後評価を含む。)の対象となる政策、評価方式等については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。政策所管課室は、この実施計画に基づき、評価を行う。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとする。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策所管課室は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、 法令等による制度の新設又は改廃等)及びそれに基づく政策の実施における 重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映さ せるものとする。

第9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価に関する情報の公表は、原則として委員会のホームページにおいて、次に掲げる事項を掲載することにより行うこととする。

- ① 政策評価基本計画
- ② 政策評価実施計画
- ③ 評価書(政策評価の結果の政策への反映状況を含む。)
- ④ 評価書要旨

第10 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価に関する事務は、企画課において総括するものとする。また、政 策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、企画課と する。

第11 その他

本基本計画については、計画期間内であっても適宜所要の見直しを行うものとする。

(参考)参照条文

- 〇行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄) (基本計画)
- 第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一~五 (略)

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七~十一(略)

3~5 (略)

(事後評価の実施計画)

- 第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。
- 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。
 - 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としよう とする政策
 - 二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策 イ~ロ (略)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。